

2020 年度

国際学研究科修士論文

歴史的町並みの保存・活用についての中日

比較研究

——成都市と栃木市を研究対象として——

Japanese-Chinese Comparative Study of
Conservation and Good Use of the historical
Townscapes

---Chengdu city and Tochigi city ---

宇都宮大学大学院国際学研究科

国際社会研究専攻

学籍番号 184105A

氏名 鄭 斯琦

要旨

中国で、歴史的町並みの保存はまだ始めたばかりで、都市計画・建設部門が歴史的遺産の保存に対して認識が不足しているので、観光の利益を過度に追求するために伝統的建造物が取り壊される。保護についての法的意識も薄く、歴史文化保護の認識の欠如のため、本物の歴史的建造物を壊して模造建築を建設する事態が少なく発生した。一方で、日本が高度経済成長期で、地域の貴重な文化財が次々と失われてきたことに対応するため、歴史的集落・町並みの保存の意識が高まり、各地で伝統的建造物群の保存活動が増加した。日本の歴史的集落・町並みの保存事業は着実に発展してきた、建造物の修理・修景、産業振興事業など様々なまちづくり事業が一体的に進められている。地域の歴史的遺産を活用したまちづくりの中核として、ますます広がりが深まった¹。

成都市にある「寛窄巷子」(クアンヅアイシャンヅ)は代表的な歴史的町並みである。清朝時代の18世紀、この地方に派遣された八旗兵たちの駐留地として成都に築かれた「少城」が寛窄巷子の始まりである。現在の寛窄巷子は当時の少城の跡地である。2004年9月から、成都市政府、青羊区²政府を主導として、歴史資源を整え、「寛窄巷子」(クアンヅアイシャンヅ)に対して「保護性改造」を行った。2008年にかつての民家を一部残しながら修復を基本とした再開発が行われる。もともと「寛窄巷子」(クアンヅアイシャンヅ)は清代と近代から残っている建築物を組み合わせ、しかし、古代蜀文化の面影を残した観光地となるため、近代から残っている建築物全体を取り除いた。そして、政府が土地建物を買い上げ民間が開発を行い、住民に移住と元の居住場所に戻る選択を与えたがほとんどが移住した。そのため、住民の生活文化は希薄化し、飲食、娯楽施設中心の繁華街となっている。新たな建築物は伝統的建築の雰囲気を模した旧来とは異なるデザインであるが、一般の人には本物の伝統建築と区別がつかないほど精巧に造られている³。「寛窄巷子」の観光活性化を通じて、歴史資源の活用を積極的に進めているとは言えるが、保存の側面にまだ重視を欠かせると思う。

栃木県栃木市にある「蔵の街」を例として、栃木市は人口が減少する傾向にあり、工業も経済も落ち込んでいる。こうした中、栃木市は再開発の邪魔であった蔵を活かし、「蔵の街」を中心とした観光まちづくりによって成功を収めつつある。2009年には、蔵の街に34万人もの観光客が訪れた。こうした観光まちづくりの成果により、2009年に都市景観大賞「美しいまちなみ大賞」国土交通大臣賞を受賞した。栃木市の蔵の街は邪魔ものから、表彰される存在になったのである⁴。

本研究は、日中両国の「歴史的町並み」に着目する。代表的な「寛窄巷子」と「蔵の街」を対象として、「保存」「活用」(中国の「保護」・「改造」)をめぐる、「寛窄巷子」と「蔵の街」に関連する法制度を比較、分析する。そして、「寛窄巷子」の現状と課題および「保護性改造計画」の実施経緯を、詳しく調査、分析する。一方で、「蔵の町」に関連する法制度、特に「景観形成要綱」を調べ、「蔵の町」の保存・活用の方式、手法を明確にする。そして、「寛窄巷子」の法制度、保存(保護)・活用(改造)の方式、手法を比較、分析する。

「寛窄巷子」は、「蔵の町」と対照的に研究を行い、魅力的な町並みを創出し、課題を解決するため、日本の先進的なまちづくりのノウハウを学び、活用する。

¹ 大河 直躬 (2000)「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり」p45 ②伝統的建造物群保存地区の広がりと深まり

² 青羊区:「寛窄巷子」を所属する地区。

³ 劉岩、万可、李力、下川 敏雄、大山 熱 (2015)「成都市及び近郊地域における観光地開発の現況」p2

⁴ 加藤 理 (2010)「栃木市における観光まちづくりの戦略の分析」p1

第1章は、日中両国において、歴史的町並みの保存・活用に関連する法制度を中心とする内容にする。中国の国レベルの法制度「歴史文化名城保護条例」と「成都市歴史文化保護街区保護計画」を紹介し、今までの変遷を述べる。次に日本の「伝統的建造物群保存地区制度」の登場、または栃木市「蔵の街」のまちづくりに関連する各計画、条例などを紹介する。

第2章は、重要な用語の定義を明確する。日本には「保存」・「活用」を用いられる用語を定義し、中国の場合は「保護」・「改造」を説明する。第3、4章は、中国成都市の「寛窄巷子」と日本栃木市の「蔵の街」の歴史、各自のまちづくりに関する計画の制定、計画の内容を紹介し、分析する。そして、「寛窄巷子」は2008年の「保護性改造計画」を実施状況および課題、「蔵の街」の「栃木市景観形成要綱」を中心としたの取り組み、達成した効果、存在している課題に注目する。

第5章は、以上の内容をまとめ、「寛窄巷子」と「蔵の街」の法制度について分析し、歴史遺産の所有権の区別による両者の相違点を述べる。そして、保存と活用の方式を分析し、そのものによる現状と抱えている課題を比較分析する内容となる。

目次

はじめに	1
1. 研究背景と研究意義	1
2. 研究目的と研究方法	2
3. 論文構成	3
第一章 歴史的町並みに関する法制度と変遷	4
第一節 中国に歴史文化名城・街区制度の変遷	4
(1) 歴史環境保護システムと歴史文化保護街区保護制度の登場	4
(2) 「成都市歴史文化保護街区保護計画」と寬窄巷子	4
第二節 日本に歴史的町並みについての法制度	7
(1) 日本における「伝統的な建造物群地区制度」の登場	7
(2) 栃木市歴史的町並みに関する法制度	8
第二章 歴史的町並みと研究用語の定義について	10
第一節 中国歴史文化保護街区の概念と保存原則	10
第二節 日本歴史的町並みとその保存・活用とは	10
第三章 遊び・美食・歴史の歴史的町並み—中国の成都市を例として	12
第一節 成都市「寬窄巷子」の歴史	12
第二節 「寬窄巷子」の保護・改造経緯	12
(1) 2003年からの「寬窄巷子」とその保護性改造計画	12
(2) 「寬窄巷子」の課題について	13
第四章 小江戸の魅力発信—日本の栃木市一小江戸・蔵の街	15
第一節 栃木市「蔵の町」の概況	15
第二節 大通りシンボルロードの整備事業と嘉右衛門町保存計画	15
第三節 大通りシンボルロードの整備事業の効果	17
第四節 蔵の町の保存と活用	17
第五章 「蔵の町」と「寬窄巷子」の比較	20
第一節 法制度についての分析	20
(1) 所有権の区別による改造視点の相違	20
(2) 所有権の区別による計画の長さ	20
第二節 保存・活用についての分析	21
(1) 保存についての比較分析	21
(2) 活用についての比較分析	21
終わりに	23
参考文献	24
あとがき	25

はじめに

近年、中国において、歴史的建築や町並みなどは地域の資産の一つとして再認識されている傾向があり、伝統的建造物や文化財等の歴史的資源は、歴史的町並みや都市の歴史景観を構成する主な要素として、ますます重要性が高まっている。

歴史的町並みは、現代社会においては、魅力的な地域運営・まちづくりをおこなっていくために貴重な資源かつ非常に有意な条件となり得る¹。歴史的町並みを活用したまちづくりにより、文化財保護・地元商業活性化・コミュニティ活性化・アメニティ向上・都市のアイデンティティの確保・環境保全などが実現される²。

中国で、歴史的町並みの保存はまだ始めたばかりで、都市計画・建設部門が歴史的遺産の保存に対して認識が不足しているので、観光の利益を過度に追求するために伝統的建造物が取り壊される。保護についての法的意識も薄く、歴史文化保護に認識の欠如のため、本物の歴史的建造物が壊して模造建築を建設する事態が少なく発生した。

一方で、日本が高度経済成長期で、地域の貴重な文化財が次々と失われてきたことに対応するため、歴史的集落・町並みの保存の意識が高まり、各地で伝統的建造物群の保存活動が増加した。日本の歴史的集落・町並みの保存事業は着実に発展してきた、建造物の修理・修景、産業振興事業など様々なまちづくり事業が一体的に進められている。地域の歴史的遺産を活用したまちづくりの中核として、ますます広がりが深まった³。

そこで、成都市にある「寛窄巷子」（クアンジアイシャンズ）と栃木市にある「蔵の街」を研究対象として、歴史的町並みの保存・活用の現状と今までの効果について調査し、各自の問題点を対照的に説明する。日本で、栃木市にある「蔵の街」を研究対象として、その文化財保護実情、町並みを活かした商業形成の現状、そして、町並みを活かした住民の居住環境などから、中国成都市にある「寛窄巷子」を比較し、「寛窄巷子」の課題を明らかにする。そして、栃木市の先進的なまちづくりのノウハウを学び、活用する。

1. 研究背景と研究意義

1960年代ごろから、町並み環境の価値に早くから気付いた人々によって各地で伝統的建造物の保存を求める動きが起きた。1975年に改正した文化財保護法により、歴史的集落・町並みの保存のための伝統的建造物群保存地区制度、重要無形民俗文化財制度及び文化財の保存技術の保護制度が設けられた。1960年代から顕著となった、日本が経済の行動成長などの社会経済状況の大きな変動の中で、歴史的集落や町並みが急速に失われていく危機的状況に対して、それぞれ独自の集落・町並みの保存事業が始まった⁴。そして、文化庁により伝建地区における観光の「創造的活用」が論じられ、文化財の「保存」と「活用」であり、必ずしも文化的価値の高い歴史的な街並みを凍結的に保存するだけが目的ではなく、観光資源の活用の側面も着目し、地域の個性ある「まちづくり」を進める有効な活用手法の一つとして認識されている⁵。

¹ 魏 小娥 (2015) 「重要伝統的建造物群保存地区における歴史的建造物 の利活用手法に関する研究：奈良県橿原市今井町 を事例として」。

² 斎尾 直子、寺尾 慶明 (2014) 「歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持」『日本建築学会計画論文集』第79卷 第695号 p131-139。

³ 大河 直躬 (2000) 「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり」 p45 ②伝統的建造物群保存地区の広がりと深まり

⁴ 大河 直躬 (2000) 「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり」 p54 3. 伝統的建造物群保存地区の発展

⁵ 岩井正 (2007) 「伝建地区(伝統的建造物群保存地区)の現状と課題 -伝建地区全国アンケートからみたまちづく

中国で、1978年改革開放以来、「経済建設」を中心として転換され、外資導入等に伴い、全国的に大規模な都市開発、旧市街地の変容、新たなインフラ整備が始まった。それに伴い、各都市の経済発展と歴史環境保全の間には葛藤が生じた。1982年に初めて、全国人民代表大会常務委員会第25回会議で、「中華人民共和国文物保護法」を通過した、同年、中華人民共和国の最高国家行政機関国务院は「国家建設委員部が「わが国の歴史文化名城についての請求」を通過し、初めて「歴史文化名城」という概念が規定された。2008年に建設部と国家文物局が「歴史は文化名城保護条例」を起草した、「歴史文化保護街区⁶」をその保護の一環として提出した。

近年、中国において、歴史文化保護街区の保全・開発活動を展開開始しており、しかも、歴史文化保護街区には、関連する法律はほぼ保護条例しか策定されていない、歴史資源への活用に関する法律はまだ空白である、それに、都市計画・建設部門が歴史文化保護街区の保護に対して認識が不足し、日本のように保存と活用のバランスを取ることがまだ難しいと思われる。歴史建築を取り壊した事件もよく発生した。例えば、北京の西城区に位置する琉璃廠胡同⁷を全て取り除き、歴史建築を模した建築を建設した。この案例から、全国各地において、模造した「清代一条街」、「漢街」など模造歴史文化保護街区を続けて建設された。確かに、全国各地で模造歴史文化保護街区を盛り上げており、観光がもたらした経済を振興したが、本物の歴史建築の価値・機能を活かす手段を持っていない、逆に取り壊した、新たな模造建築を建設したことなどが本末転倒の現象が生じた。

一方で、日本における栃木県栃木市が観光を始めたのは1978年のやすらぎ栃木路キャンペーンである。その後、1988年に栃木県の誇れるまちづくり事業に指定され、翌年の1989年には栃木市まちづくり計画調査報告書が策定された。これらにより、蔵の街の整備が進み、本格的にまちづくりが始まりだした。1990年には栃木市歴史的町並み景観形成要綱によって景観形成地区が指定され、栃木市歴史的町並み景観形成補助金交付要綱によって景観形成地区内の建物を修景する際の補助金が出るようになった。こうして、蔵の街の整備が進んでいった。小京都、小江戸と呼ばれた「蔵の街」を中心とした観光まちづくりによって成功を収めた⁸。

本研究は中国における四川省成都市にある歴史文化保護街区「寬窄巷子」と日本栃木県栃木市にある「蔵の街」を研究対象として、法制度、保存・活用の現状、課題などの側面を考察し、比較研究を行う。

2. 研究目的と研究方法

以上の背景を踏まえ本研究では、中国成都市にある「寬窄巷子」（クアンヅアイシャンヅ）と栃木市にある「蔵の街」を対象とし、その保存・活用の側面から日中比較研究を行う。

具体的には、第1章は現在に至るまで日本と中国、国レベルと地方レベルの歴史的町並みに関連する法制度や取り組み等の変遷をまとめる。そして、日中両国は「保存」・「活用」について、各自の定義、手法などを明確にする。

第2章は重要な用語の定義を明確にする。日本には「保存」・「活用」を用いられる用語を定義し、中国の場合は「保護」・「改造」を定義する。

⁶ 中国で「歴史的町並み」は「歴史文化保護街区」と呼ばれる。

⁷ 琉璃廠胡同とは：幅は8メートル、全長は400メートルで、1926年の頃に琉璃廠東街と琉璃廠西街に分かれた。遼の時代、ここは「海王村」という村だったが、元の時代になってから宮殿の修繕などの需要が増加し、朝廷が瑠璃焼の工場をここに設置してから瑠璃廠と呼ばれるようになった。

⁸ 佐野 薫、畠中 克好、永井 譲（1999）「蔵の街再生による中心市街地の活性化に関する研究－栃木市のシンボルロード事業の事後評価－」

第3章は研究対象、中国成都市にある「寬窄巷子」の歴史状況、残っている歴史建築の状況を調べる。そして、成都市2003年から、「寬窄巷子」に対する改造計画についてのことを調査する。その改造計画を実施してから、地域にもたらした効果、生まれた課題を明確にする。

第4章は日本栃木市にある「蔵の街」の歴史状況、現在に保存している伝統的建造物の状況を把握する。そして、蔵の街整備は1988年から、栃木県「誇れるまちづくり事業」に指定された。その実施する経緯を調べ、実施した今までの効果、課題をまとめることとする。

第5章は以上の内容をまとめ、分析する。法制度、保存・活用する経緯、活性化した効果と課題などの側面で比較する。

日中両国の「歴史的町並み」に着目する。代表的な「寬窄巷子」と「蔵の街」を対象として、「保存」・「活用」二つの側面で、その「寬窄巷子」と「蔵の街」を活性化した経緯を調査し、分析を行う。中国に存在している課題を明確し、日本と対照的に研究を行い、魅力的な町並みを創出し、課題を解決するため、日本の先進的なまちづくりのノウハウを学び、活用する。

3. 論文構成

第1章は、日中両国において、歴史的町並みの保存・活用に関連する法制度を中心とする内容にする。中国と日本に、国レベル、都市レベルの法制度を解説し、今までの変遷を述べる。

第2章は、重要な用語の定義を明確にする。日本には「保存」・「活用」を用いられる用語を定義し、中国の場合は「保護」・「改造」について定義する。

第3、4章は、研究対象を詳しく、深く調査、分析した内容である。中国成都市の「寬窄巷子」と日本栃木市の「蔵の街」の歴史、今残っている歴史資源などを紹介し、まとめることとする。「寬窄巷子」は2008年の「改造計画」を実施する状況、「蔵の街」は栃木県「誇れる街づくり事業」の取り組み、達成した効果、存在している課題を書く。

第5章は、以上の内容をまとめ、「寬窄巷子」と「蔵の街」の法制度、伝統的建造物の保存と活用の実況、歴史的風致維持向上計画の策定そのものによる効果と抱えている課題を比較分析する内容である。

第一章 歴史的町並みに関する法制度と変遷

第一節 中国に歴史文化名城・街区制度の変遷

(1) 歴史環境保護システムと歴史文化保護街区保護制度の登場

1980年以前、中国の歴史文化名城保護システムは、文化財建造物を主な対象とする「点」的保護が中心であった。1978年に改革開放以降、中国経済は「経済建設」を中心として転換され、外資導入等に伴い、全国的に大規模な都市開発、旧市街地の変容、新たなインフラ整備が始まった。経済開発と歴史環境保護の間には葛藤が生じた。それによって多くの歴史的都市にある文化財が存続する危機に直面している。世界遺産保護領域が歴史環境に対する保護理念が中国にもたらした影響に伴い、それに対して文物⁹に保護意識が高まり、1982年に国務院は「国家建設委員部など部門がわが国の歴史文化名城についての請求」を成立させ、初めて提出した「文物保護法」で「歴史文化名城」という概念が策定された。これから、中国は文物を主な対象とする「点」的保護中心から、歴史的都市を保護する歴史文化名城制度に象徴される「面」的保護へと発展を促す契機となった¹⁰。同年11月に、「文物保護法」において、初めて「歴史文化名城」を明確に定義した。

名城制度を策定してから、先進国の経験を吸収するため、1984年に、住建部の役員は日本へ調査を行い、当時の「文化財保護法」で、伝統的建造物群の保護に関する措置を参考した。それと同時に、フランスが策定した、伝統的な建造物地区の保護を中心とする法令“Loi Malraux”、または、イギリスが実施した、“Civic Amenities”、および国際機関によって制定された重要な憲章・協議も参考した。それにより、1986年に「歴史文化保護区」を名城保護の重要な手段として、正式に提出した。

1994年に、国家建設部が「歴史文化名城保護計画編制要求」を発布し、歴史文化名城の重要な部分が「歴史文化保護区」を定める。1996年に当時の住建部の叶如棠部長は「歴史文化保護街区保護国際研討会」で、「街区保護は文化財保護体系の中の不可欠な一環である」ことを明確に指摘した。そして、会議で街区制度の基本法と関連の事業（保護計画の策定・実施・管理・資金調達など）も整理された¹¹。

2002年に修正した「文物保護法」において、正式に「歴史文化保護区」を「歴史文化保護街区」へ変更した。

結局、文物建造物の「点」的保護から、「面」という全体的な概念「歴史文化名城」または「歴史文化保護街区」という三段階の保護システムが生まれた¹²。

(2) 「成都市歴史文化保護街区保護計画」と寬窄巷子

約2000年歴史都市である成都は、現在は中国四川省の都会として、西南部における最大の政治、文化、商業中心の大都市である。しかし、昔から今まで、成都市は3回の大きな破

¹⁰ 馮旭 山崎寿一（2013年2月）「中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察」 日本建築学会計画系論文集 第78巻 第684号 p1

¹¹ 馮旭 山崎寿一（2013年2月）「中国における「歴史文化名鎮名村」保護制度の展開とモデル計画事例に関する考察」 日本建築学会計画系論文集 第78巻 第684号 p5

¹² 兰伟杰 胡敏 赵中枢（2019）「歴史文化名城保護制度を振り返ってみる」《都市計画学刊》2019年第2期

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzAwNTA30Tc5NA==&mid=2652074257&idx=1&sn=4a974634ffc491f5220b4302038a3497&chksm=80c5c68cb7b24f9a0545ff4b47274f65ed22819e8a7554893304d6ba6c625cd9afaa37dc77b4&scene=27#wechat_redirect （2019年10月17日～現在閲覧）

壊を受けた。一番近いのは、1966年から10年文化大革命の大惨事であり、成都の歴史遺産をひどく損害を受けた。

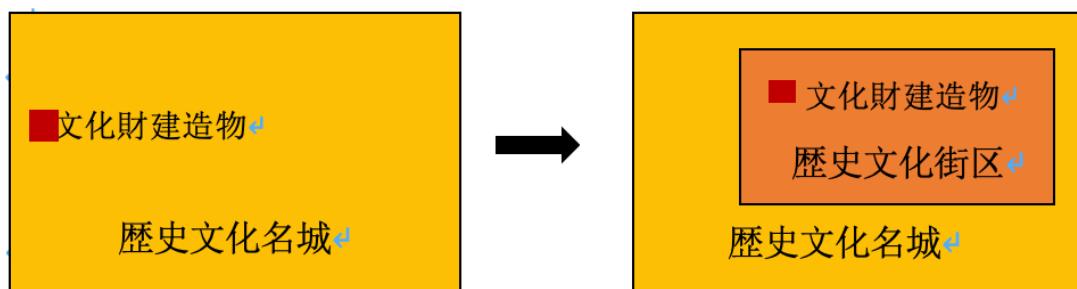


図1-1 中国歴史文化名城制度の変遷¹³

1968年に、明代から残っている「蜀王壁」と、市内の明清時代から遺留した歴史建築をすべて取り壊された。それを代わりに、万歳展示ホールと毛沢東の人像が建設された。1970年に皇城御河を埋めた、防空工事が実施された。1972年成都市重要な川「金水河」を埋めた、成都市の排水システムを厳しく破壊された。それと同時に、高い歴史的価値および文化的価値と芸術的価値のある多数の文化遺物、史跡および住宅が損害も受けた。文化大革命が終わってから、改革開放を迎える、中国各地方は経済体制、都市開発を始めた。成都市は中国西南部の四川省の省会として、1982年には国家歴史文化名城に指定された。1983年、成都は経済体制改革という新しい状況に直面しており、新しい都市総体計画が策定され、歴史名城保護計画の内容も追加された。都市の3つの重要な道路を保護し、地域特徴および歴史的価値がある歴史建築を保護する必要があることが確定した。1987年に成都市は「歴史名城保護条例」に焦点を合わせて全体的な計画の調整、計画の補完を行った。初めて、成都市の歴史を代表する大慈寺や文殊院などの歴史文化保護街区を保護する必要があることが明確に指摘された。1988年から1990年まで、歴史的な都市の保護に基づいて、成都市は「寬窄巷子」の詳細な都市計画を定めた。初めて、「寬窄巷子」を重要な歴史文化保護街区として確定された。1988年から1990年にかけて、中国「城市総体規画」に基づいて、成都市城市規画院はその中で、「寬窄巷子」、大慈寺および文殊院と一緒に成都市の三大歴史文化保護街区を指定し、保護性改造という詳細計画を策定した。

本論文の研究対象である、「寬窄巷子」は四川省成都市の青羊区長順街の近くにあり、寬巷子、窄巷子、井巷子が三つに平行に並んで構成されているが歴史文化保護街区である。

「寬窄巷子」は清代から残っている北の兵舎式建築と川西部の民家住宅を組み合わせた、代表的なスタイルのことで、成都市政府は「寬窄巷子」を非常に重視している。

2002年に、成都市都市計画局と西南交通大学建築文化と伝統的な建築研究中心共同組織は「成都市歴史文化保護街区研究および利用」をテーマとして、西南交通大学建築学院により、「寬窄巷子」歴史文化保護街区保護計画を定めた。同年、成都市政府を主導として、成都市国有企業は「寬窄巷子」が所属する区政府と連携し、具体的な「寬窄巷子」の保護計画を実施する建設会社、成都少城建設管理株式会社を成立した。

¹³蘭偉杰 胡敏 趙中枢（2019）「歴史文化名城保護制度を振り返ってみる」『都市計画学刊』2019年第2期

https://mp.weixin.qq.com/s?__biz=MzAwNTA30Tc5NA==&mid=2652074257&idx=1&sn=4a974634ffc491f5220b4302038a3497&chksm=80c5c68cb7b24f9a0545ff4b47274f65ed22819e8a7554893304d6ba6c625cd9afaa37dc77b4&scene=27#wechat_redirect (2019年10月17日～現在閲覧)

成都少城建設管理株式会社は清華大学建築学院と北京清華安地（アンディ）建築設計コンサルタント株式会社により、歴史文化保護街区の保護と修復のため、詳細な計画を実施することを決定した。

筆者は2003年6月に成立した成都少城建設管理株式会社に注目している。成都少城建設管理株式会社は区政府と国有企業の投資により成立した会社である。国有企業が80%株を持ち、区政府は20%を持っている。それにより、全ての「寛窄巷子」の保護性改造計画において、政府および建設国有企業は、計画へ絶対的な支配力を持っていると感じた。

中国において、歴史文化遺産は国有財産となるため、政府部門は歴史文化遺産の保護・改造に対して重要な役割を果たしている。

したがって、ここで、中国政府部門は歴史文化保護との関係を先に説明する。

中国において「國家級歴史文化名城」「歴史文化保護区」等の保護管理については都市計画局と文化局が共同管理しており、国レベルでは建設部と国家文物局が、地方（省）レベルでは都市計画院と文物局が、それぞれ担当している¹⁴。ということで、成都市は四川省省会として、「寛窄巷子」への保護性改造計画を実施する主体は成都市政府、「寛窄巷子」が所属している区政府および政府投資した国有企業となっている。

2003年に成都市政府、青羊区政府を主導として、成都市少城建設管理株式会社が協力し、歴史資源を整え、「寛窄巷子」の保護性改造計画を正式に行った。2003年12月に、「寛窄巷子」の保護性改造計画を実施する際に、もともと「寛窄巷子」に住んでいた原住民が移住する工作が始まった。原住民は「寛窄巷子」とは分離される関係であると思われる。調べた資料により、成都少城建設管理株式会社の副マネジャーは、昔の「寛窄巷子」は民家住宅として、多くの住民が「寛窄巷子」に住んでいる。

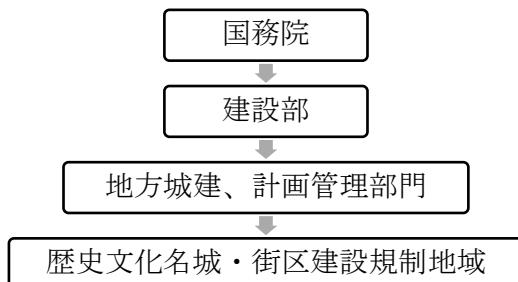


図1-2 中国の歴史文化名城・街区と行政の関係(簡略図)¹⁵

しかし、成都市の都市開発、経済発展に伴い、歴史文化保護街区に対する保護事業はますます厳しくなった。何故ならば、成都市は西南部の経済中心として、多くの外来人口が入り、そして、「寛窄巷子」周りの商業地区もどんどん盛り上がっている。ということで、成都少城建設管理株式会社の副マネジャーは、「寛窄巷子」を守るため、一番大切なのは、「寛窄巷子」に住む原住民に移住させると思われる。

しかし、歴史文化保護街区はただ歴史建築群を組み合わせるものではなく、昔住む住民も歴史文化の一環として守るべきであると思い、ただ歴史建築物群を守り、原住民と分離されれば、完全な保護であるとは言えないと思う。

¹⁴ 呂茜（2015年2月）「日本と中国における歴史的環境保全政策の変遷とその比較」総合政策研究 48号 105-120 ページ

¹⁵ 呂茜（2015年2月）「日本と中国における歴史的環境保全政策の変遷とその比較」総合政策研究 48号 p111 図2-1 日本における歴史的環境保全政策の実施体制

しかも、中国国情により、「寛窄巷子」という歴史文化保護街区の所有権は国が持っているので、原住民は「寛窄巷子」の保護性改造計画に参加することが難しい。それは日本とは違い、例えば、本研究の研究対象、栃木市蔵の町を例として、蔵の町は「歴史的町並み景観形成要綱」を実施する際に、原住民は各歴史的建造物の所有権を持ち、政府がただ原住民の保存、活用活動に、補助金、専門知識などの面で全力応援する。住民は歴史的建造物の保存・活用の主導権を持っている。

ということで、「寛窄巷子」の保護性改造計画を立つ視点は、成都市全体的発展から出発する。一方で、栃木市において、政府部门は補足役を果たしており、「蔵の町」の各歴史建築は、所有者は自分の需求の視点から、政府の力を借りており、行うと思う。

第二節 日本に歴史的町並みについての法制度

(1) 日本における「伝統的な建造物群地区制度」の登場

1950年5月に文化財保護法を制定し、無形の文化的所産で歴史上又は芸術上価値の高いものも文化財として保護の対象に加えた。また、土地に埋蔵されている文化財についても法律による保護の対象とした。文化財保護法は有形文化財のうち重要なものを重要文化財とし、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に国が指定する。

1954年に文化財保護法を改正した。重要文化財について特に必要な場合に限り地方公共団体その他の法人をこれに指定して保存のために必要な管理のほか、修理、公開についても義務と権限を有するものとした重要文化財の管理団体制度を制定し、無形文化財の指定制度を設け、有形のものについては重要民俗資料の指定制度を新設し、無形の民俗資料については記録選択の制度を設けた。

1955年代後半から1956年にかけて高度経済成長期を迎えると社会構造に大規模な変動が生じ、高度経済成長に伴う都市開発の中で、伝統的な建物が急速に姿を消し、歴史的な町並みや景観が失われた。文化財を支える社会基盤、生活基盤の激変が広汎に進行していくことで、1975年に文化財保護法を第二次改正した、建造物その他の有形の文化的所産で価値の高いものと「一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件」を含めることとし、及び「学術上価値の高い歴史資料」が含まれることを明定した。保持団体の認定制度、民俗文化財の制度の整備、埋蔵文化財の制度の整備および伝統的建造物群保存地区の制度の新設を制定した。

この制度の基本には住民が現に居住する集落町並を保護対象とする点で他の制度と根本的に異なるものである¹⁶。文化財保護法第143条第1項または第2項の規定により、伝統的建造物群保存地区とは、周囲の環境と一緒にをして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値が高いもの（伝統的建造物群）、およびこれと一緒にをしてその価値を形成している環境を保存するため、市町村が地域地区として都市計画もしくは条例で定めた地区である¹⁷。文化財保護法第144条第1項により、市町村が都市計画もしくは条例により定めた伝統的建造物群保存地区の中から、特に価値の高いものを重要伝統的建造物群保存地区として選定することができる。2018年8月現在、43道府県98市町村の118地区が重要伝統的建造物群保存地区として選定されている。

栃木市において、2012年3月23日に栃木市に嘉右衛門町が伝統的建造物群保存地区が認められた。2012年7月9日に嘉右衛門町が国に重要伝統的建造物群保存地区が選定された。

¹⁶ 中村賢二郎（2007）「文化財保護制度概説」ぎょうせい出版社

¹⁷ 文化財保護法第2条第1項第6号

(2) 栃木市歴史的町並みに関する法制度

1979年に栃木市において初めて、市内中心部全域を対象とした主に蔵造りの建物に対して確認調査という歴史的町並みの調査が行われた。1984年「巴波川を中心とするまちづくり計画書」を策定した。1985年から1986年にかけて、栃木町周辺、さらに2001年には、保存地区周辺における町並みの調査を行なった。1988年から大通り周辺では、栃木県の「誇れるまちづくり事業」の指定を受け、巴波川や蔵並みの歴史的資源を活用してまちづくりを進めることを基本方針として、「誇れるまちづくり計画」を策定し、1990年には、「大通り周辺整備計画」を策定した。

「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」および「同補助金交付要綱」を制定し、約30haの地域を歴史的町並み景観形成地区に指定し、歴史的な町並み景観づくりに行政と市民が一体となって取り組んできた。1999年から2000年にかけて、嘉右衛門町地区周辺の町並み調査を行なった。2000年に保存地区の範囲は、嘉右衛門町までに拡大し、保存地区周辺を含め、約48haに拡大して歴史的景観のまちづくりを進めてきた。

しかしながら、まちづくりを始めて20数余年が経ち、歴史的建造物の保存のあり方を見直す時期にきていた。また、要綱による景観づくりの限界や、歴史的建造物等の所有者の高齢化など、町並みを長期的に維持していく上で、困難な問題が顕在化してきた。

そこで、あらためて町並み保存・活用を目指した総合的な調査を行い、それに基づき、行政と地域住民との協議が必要となった。2005年から2006年にかけてに財団法人日本ナショナルトラストにより、地元住民などで構成された「とちぎ町並み協議会」が主体となった、観光資源保護調査「栃木の町並み景観調査」を実施した¹⁸。

2009年に、栃木市伝統的建造物群保存地区指定推進協議会と専門部会を設置された。

2010年3月に、文化財保護法第143条第1項（市町村は、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条又は第五条の二の規定により指定された都市計画区域又は準都市計画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めることができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする）の規定に基づき、嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定した。同年7月に、栃木市保存審議会が設置された。

2011年3月に「栃木市伝統的建造物群保存地区条例」を制定した。

2012年3月に、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区を決定し、栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画を策定し、告示した、同年7月に栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区が国重要伝統的建造物群保存地区に選定された¹⁹。

2015年4月に、栃木市景観条例・景観計画を施行した。

この保存計画は、今まで継承されてきた保存地区の歴史と伝統、それらを彩る文化遺産、それらによって形成されている歴史的風致を守り伝えるため、行政が住民と協力しながら町並みの保存・整備を進めるとともに、地域の活性化と生活環境の向上、及び市の文化基盤の向上等に資することを目的とする。保存地区は「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」と言い、栃木県栃木市の泉町、嘉右衛門町、小平町、錦町及び昭和町の各一部を構成され、全体面積約9.6haである²⁰。

¹⁸ 2018年2月23日 栃木市作成した「栃木市嘉右衛門町（栃木県）」

¹⁹ 2012年3月 「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」2012年栃木市告示第75号 第1章 保存計画の基本事項

²⁰ 2012年3月 「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」2012年栃木市告示第75号 第1章 保存計画の基本事項

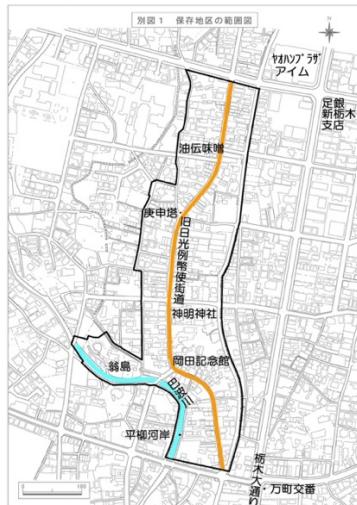


図 2-2-1 保存地区の範囲図²¹

調べた資料からすると、今まで、蔵の町の範囲を明確に定義していない、一般的には栃木市大通りと嘉右衛門町を構成されていると思われる。そのうち、嘉右衛門町は国に重要な伝統的な建造物群として指定された。蔵の町大通りは重伝保存地区の許可をまだ得られない。ということで、嘉右衛門町の保存基準は大通りよりもっと厳しい、必ず建造物の各部を守りながら、内部しか活用できない。そして、嘉右衛門町において、ほぼ住宅にあり、観光地として開発に適する地域は大通りである。

²¹ 栃木市蔵の町課ホームページ 「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」
<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/5/1568.html> (2019年12月1日～現在閲覧)

第二章 歴史的町並みと研究用語の定義について

第一節 中国歴史文化保護街区の概念と保存原則

2008年に建設部と国家文物局が起草した「歴史文化名城保護条例」により、（中国で「歴史的町並み」は「歴史文化保護街区」と呼ばれる。）、「歴史文化保護街区」とは各都市部に残り、特定の歴史時代の風格、または伝統的な民族によって特徴があることをより完全かつ真実に反映でき、多くの文化遺物・現代史跡・史跡・歴史的建造物がある一定規模を持つ地区である。それにより、以下三つの特徴を持つはずである。

一つ目は、街区内にある建造物群の利用機能がつながっており、かつ、全体的に歴史的風致は地方の特徴が反映でき、完全性と統一性を表現するはずである。二つ目は、一般的に、歴史文化保護街区において建造物群は歴史時代から遺存した本物の歴史遺産である。現代中国で、歴史遺産に対する認識が欠かせるため、新たな建築物は伝統的建築の雰囲気を模した歴史文化保護街区が少なくないから、歴史時代から残る本物の建造物群の真実性を強調する。三つ目は、歴史文化保護街区は都市の一部を構成している。都市部に住む住民の生活と関わり、ということで、歴史文化保護街区の歴史的風致を守りながら、元々の都市機能を維持および開発するべきである。

成都市は「歴史文化名城保護条例」の保存原則に基づき、「寬窄巷子」への保存原則を以下の三つを提案した。

一つ目は、「寬窄巷子」の全体的風致を守ることを前提として、建築の外観および建築外観を構成する各部分を保護すべきであるとして。二つ目は、街区における歴史建築の保護と再利用につながり、必ず人口密度を下げ、建築密度をコントロールし、インフラ整備、街区環境を改善し、最大限的に、合理的に歴史建築を再利用し、その歴史建築の使用機能を発掘すべきである。三つ目は、居民の歴史保護意識を高めるため、「寬窄巷子」の保護性改造を行う際に、居民に参与させるべきである。最後に、「寬窄巷子」の持続可能な発展を目標として、保護性改造を行うべきである。

以上のような三つ保存原則としたが確立された。しかし、筆者は「寬窄巷子」を改造する前に、現地に住む原住民はほぼ移住されたということがわかったので、三つ目の居民参与保存原則に疑問を持っている。2003年12月に、「寬窄巷子」の「移住事業」を実施したが、「寬窄巷子」に感情を持つ居民は移住する意欲が低く、移住に対する抵抗が強い。それにより、「寬窄巷子」の保護性改造計画の推進も影響された。2005年に、政府は移住に抵抗する居民はまだ「寬窄巷子」住むことができると同意した。データによりもともと約900軒の居民は「寬窄巷子」に住んでおり、最終的に約800軒が移住した。その残った原住民たちは「寬窄巷子」の保護性改造計画に参加した。それにより、実際に「寬窄巷子」の保護性改造計画を行うとき、原住民がほぼ移住した場合に、三つ目の居民参与保存原則が守られないと言える。

第二節 日本歴史的町並みとその保存・活用とは

日本では1975年に伝統的建造物群の保存が「文化財保護法」に規定された。2007年に改正した「文化財保護法」により、伝統的建造物群保存地区とは、全国各地に残る歴史的な集落・町並みという伝統的建造物群（周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝

統的な建造物群で価値の高いもの) 及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため市町村が定める地区であると定められた²²。

そして、1975年 の文化財保護法の改正により「伝統的建造物群保存地区」の制度が定められたことによって、国（文化庁）が特に歴史的・文化的に価値の高いと認めた集落・町並みを「重要伝統的建造物群保存地区」として選定し、市町村に対して保存事業への財政的援助等を行い、その保存整備が進められている地区を指すこととなった²³。

日本で、歴史的町並みの保存はまだ明確的な定義を定められないが、先行文献によるまとめ、個性や魅力を再生させ、地域の歴史・文化を伝承するため、あわせて住民の生活環境を整備することなどを目的として、複数の歴史的・伝統的建造物等が残っているような連続して建ち並ぶ景観が歴史的町並みを保存する事業・活動のことである²⁴。

歴史的町並みでの「保存」事業は、先に文化財保護法により文化財登録制度に基づき、歴史的な価値による基準を選定して行われ、その選定基準によって住民に広く親しまれてきた建物を第一基準とした。その結果、広く地域住民の身近にあって親しまれてきた建物の歴史的な価値を認めることとなった。しかし、全てを文化財として保存することは、その経費が過度にかかるようになるため、使われなくなった建物を対象に、効率的にそのような建物に新しい利用目的や方法を発掘し、未来にも続けられる建物を作る動きが生じた。これが「活用」の始まりである。そして、「活用」のために既存の建物に手を加えていくことを「再生」と呼び、「保存」事業との使い分けをすることとなった²⁵。栃木市においては、「蔵の町」に対してもっと詳しい保存・活用の政策を提出した。「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」に「蔵の町」を五つのブロックを分けた。各ブロックは自分の機能を持っており、そして、全ての建造物も三つ種類を区別し、保存、活用の手法もそれぞれに制定した。

²² 不動産用語集 <https://smtrc.jp/useful/glossary/detail/n/959> (2018年12月8日～現在閲覧)

²³ 文化庁 伝統的建造物群保存地区 <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkazai/shokai/hozonchiku/> (2019年12月13日～現在閲覧)

²⁴ 町並み保存 [URL:https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%BA%E4%B8%A6%E3%81%BF%E4%BF%9D%E5%AD%98](https://ja.wikipedia.org/wiki/%E7%94%BA%E4%B8%A6%E3%81%BF%E4%BF%9D%E5%AD%98) (2018年12月8日～現在閲覧)

²⁵ 株式会社 環境設計「歴史的建造物の保存・活用・再生について」
<http://www.kannkyo.com/connennts/ikuno.htm> (2019年12月7日～現在閲覧)

第三章 遊び・美食・歴史的町並み—中国の成都市を例として

第一節 成都市「寬窄巷子」の歴史

「寬窄巷子」（クアンザイシャンジ）は成都市における、古代から残された横町で、濃厚な歴史文化を持つほか、しっかりと整えられとてもおしゃれな所で、成都で唯一残された清の時代の街で、清朝時代の18世紀、この地方に派遣された八旗兵たちの駐留地として成都に築かれた「少城」が寬窄巷子の始まりである。現在の寬窄巷子は当時の少城の跡地である。

第二節 「寬窄巷子」の保護・改造経緯

(1) 2003年からの「寬窄巷子」とその保護性改造計画

改革開放して以来、成都市の都市開発により、多くの現代的な建物が建設された、「寬窄巷子」においても現代的コンクリート建築物が、「寬窄巷子」総面積の3分の1を占めており、「寬窄巷子」の全体的歴史風致とは異なっている。また、原住民は経済状況が不良のため、長期的に修復しない危険な古い住宅に住んでいる。人口が密集しており、原住民にとっては非常に悪環境となっている。そして、「寬窄巷子」のインフラ整備も不足し、必要なインフラがなかったとわかった。

筆者は「寬窄巷子」に足を運んで、現在「寬窄巷子」を管理している成都文旅株式会社に連絡を入れた。「寬窄巷子」を管理している成都文旅株式会社は「寬窄巷子」観光開発・建築の保存と活用・観光産業の発展・マーケティング計画・ブランド・プロモーションの役割を果たしている。「寬窄巷子」の開発・改造計画は「成都旅遊發展株式会社」を主導として、他の建築デザイングループ・文化歴史研究グループなどと協力により完成した項目である。「寬窄巷子」全面積は約1.65平方キロメートル、その中で、核心保護区の面積は約0.44平方キロメートルである。2004年以来、成都市政府、「寬窄巷子」に所属する青羊区政府を主導として、117億円を投入した、「寬窄巷子」の観光資源を整え、「保護性改造」を行った。保護性改造計画を実施する前に、政府を主導として、「成都文化旅遊發展株式会社」が協力し、原住民の土地収用・不動産の立ち退きを行なった。45個「院落」を修復し、建築面積4万平方メートルを占めている。

インタビューにより、以下の実況が了解した。昔の「寬窄巷子」は屏で囲った住宅であった、原住民は経済不良のため、住宅の修復は難しい。十何軒の人と一緒に暮らし、お手洗いなど生活整備も設置されない。一部の原住民が「寬窄巷子」に小さな商売を経営していたが、観光環境の魅力に欠けるため経営状況が良くなく、観光客が少なかった。

そして、その土地が周りより低く、くぼんでいる、道路も非常に狭く、自転車1台しか入れないという劣悪な通行環境であった。

成都文化旅遊株式会社は「修旧如旧」を原則として、「寬窄巷子」の歴史建築を昔の状態になるように修復し、昔の状態そっくりに修復すると決定した。

2003年に、新しい成都「総体規劃」と歴史文化名城保護計画の指導の下で、特に歴史文化保護街区、歴史文化保護街区にある歴史的建造物のために、一連の歴史保護システムが確立された。歴史文化保護街区を保護と更新のため、歴史文化保護街区にある歴史資源に対する詳しい調査を始めた、政府、国有企业および建築デザイン専門家の努力により、「寬窄巷子」に展開された保護性改造計画においては、次のような措置が実施された。

歴史文化保護街区が成都市歴史文化保護名城への保護の一環とするため、成都市の都市発展に対する重要な役割を果たしている。ということで、「寬窄巷子」への保護性改造計画

は、成都市全体的発展への影響も考慮する必要がある。「寛窄巷子」保護性改造はその保護方式が確定された。「寛窄巷子」における保護要件が院落、通り、建築、建築部品という四つの種類に分けられた。そして、保護、修復、復元、更新、移住という五つ保護措置が定められた。

「寛窄巷子」の保護方式	
保護	既存の歴史的パターンを守り、歴史的建築を人々の様子に反映し、そして、現在残っている損傷が少ない建築をそのまま保護し、個別の建築部品を修復する
修復	人々のパターンと歴史的風致を守り、建築内部を調整、改造し、昔の建築構成を強化し、損害された建築部分を修復する
復元	人々の歴史建築のパターンに従い、復元し、人々の歴史的風致を確保する。
更新	建築品質が低く、歴史的風致に影響を与える既存の建物を指し、解体、再建、再設計の手段が採用されている。「寛窄巷子」の歴史的風致と調和する。
移住	成都市におけるほかの地区にある品質の高い歴史建築を「寛窄巷子」に移建し、それらの歴史風格は「寛窄巷子」の風致と調和する。

具体的に説明すれば、保護とは、既存の歴史的パターンを守り、歴史的建築を人々の様子に反映し、そして、現在残っている損傷が少ない建築をそのまま保護し、個別の建築部品を修復することである。修復とは、人々のパターンと歴史的風致を守り、建築内部を調整、改造し、昔の建築構成を強化し、損害された建築部分を修復することである。

復元とは、人々の歴史建築のパターンに従い、復元し、人々の歴史的風致を確保することである。

更新では、建築品質が低く、歴史的風致に影響を与える既存の建物を指し、解体、再建、再設計の手段が採用されている。「寛窄巷子」の歴史的風致と調和する。

移建とは、成都市におけるほかの地区にある品質の高い歴史建築を「寛窄巷子」に移建し、それらの歴史風格は「寛窄巷子」の風致と調和させることである。

そして、「寛窄巷子」にある歴史建築の機能が追加される。昔の「寛窄巷子」の歴史建築はほぼ住宅であり、ただ居住機能を持つ。現在は、「寛窄巷子」の改造は成都市の現代化発展に従い、「寛窄巷子」は現代都市の機能を持つようになるため、既存の居住機能以外、文化、商業、観光、ホテル、レジャーなど豊かな機能が加えられる。

それと同時に、生活環境の改善、観光事業の促進、持続可能な発展を目指し、インフラ整備を構築する。周辺の交通システム、地下鉄、バス停などを増加させ、街区内外に文化娯楽など公共施設も設置された。そして、観光産業の調整を行い、伝統的な飲食、文化娯楽産業が発展しているし、西洋式の文化、飲食、現代芸術展示など産業も発展しているのである。

(2) 「寛窄巷子」の課題について

その改造により「寛窄巷子」の環境がよく改善され、地域経済に大きな影響を与えたとは言えるが、改善過程において、いくつかの課題にも直面している。

一つ目は、歴史建築の活用に関する法律が空白である。中国における歴史文化保護街区保護システムの基礎は、文化遺産保護法と2005年の歴史的文化で有名な都市の保護に関する法制度に基づき、これらの法制度は保護についてより多く言及していたが、法制度に歴史建築の活用についてはほとんど言及していない。中国の歴史建築には日本のように保護しながら活用する規定はないため、歴史文化保護街区においては、歴史建築の保護と活用は対立するようになっている。そして、法律で保護が強調されても、具体的にどのように保護するか、という法律は定めない、実際に実施することが難しいとわかった。

二つ目は、「寬窄巷子」原住民の移住について、昔の成都市におけるほかの歴史文化保護街区は、政府と国有企業を主導として、保護性改造を実施するため、原住民の移住工作が大きな障害に直面したことである。したがって、「寬窄巷子」の保護性改造計画は昔の課題を考えながら、改善された。そして、昔の保護性改造は都市現代化発展と改造を過度に実施したので、歴史文化保護街区の歴史的風致を失った指摘も多くある。

そのため、「寬窄巷子」は以上の課題を配慮し、「動態保護模式」が採用され、保護性改造計画を実施しながら、臨時発生する課題に応じて計画を改善、調整する。それにより、「寬窄巷子」の保護性改造計画をよりスムーズに推進するようになった。具体的に以下の3つ調整を実施した。

一つ目の調整は、移住する意欲がない原住民の意見を尊重した。前文に述べたように、「寬窄巷子」の移住工作に抵抗する原住民がいる。この課題を解決するため、政府は原住民の意見を聞き取り、移住したい住民は移住し、移住したくない原住民は滞在できるとした。移住したくない原住民の中に、ほぼ有名人、アーティストなどがいて、「寬窄巷子」の歴史背景をよく了解しており、歴史建築と文化遺産の保護意識も強く、一定の経済能力を持っている。そのため、そういう原住民に「寬窄巷子」の保護生改造計画に参加させる。

二つ目の調整は、「寬窄巷子」の歴史的風致を失わないため、大規模な改造を小範囲の改造へ変え、各院落を単位として、幾つの院落を一組で、昔よりもっと詳しい改造手段が採用された。

三つ目の調整は、歴史文化保護街区への活用に関する法律の欠如という状況の下で、「寬窄巷子」はよく大学の建築学専門家や専門の建設団体の意見を聞き取った。活用は、既存の歴史建築の機能を充実するため、全体的歴史的風致を守ることを前提として、新たな利用機能を追加した。

「寬窄巷子」は、保護性改造計画のリアルタイム調整を通じ、昔の成都市歴史文化保護街区への計画を実施する過程に発生した問題を有効的に避けた。特に、原住民の移住工作、移住する意欲がない原住民の考え方を尊重し、彼らに保護性改造計画の実施に参加することを許可した。

第四章 小江戸の魅力発信－日本の栃木市一小江戸・蔵の街

第一節 栃木市「蔵の町」の概況

蔵の町は、街なかを流れる巴波川の岸辺や市中心部を通る蔵の街大通りであり、そのうち、嘉右衛門町は、旧栃木市の中心市街地の北側に隣接し、現在の市街地を形成している国に「重要な伝統的建造物群保存地区」に指定されている区域である。現在は、明確な蔵の町の範囲は定義されていない。一般的に、蔵の町は栃木市大通りと嘉右衛門町を構成されないと認識される。

栃木市大通りは旧栃木市の中心市街地をとして、江戸時代には日光例幣使道の宿場町とされ、巴波川の舟運で栄えた栃木町であり、嘉右衛門町は、旧日光例幣使道に沿って見世蔵や土蔵をはじめとする江戸末期から昭和前期頃にかけての伝統的な建造物が群としてよく残る町である²⁶。

第二節 大通りシンボルロードの整備事業と嘉右衛門町保存計画²⁷

江戸時代から栃木市を流れる巴波川の舟運交易の拠点として発展してきた栃木市には数多くの蔵屋敷があり、現在に至るまでもいくつかが残されていた。1978年から展開された「やすらぎの栃木路」キャンペーンで栃木市は「鯉のいる街 蔵の街」として知られるようになり栃木市が観光都市を目指して取り組むようになる。

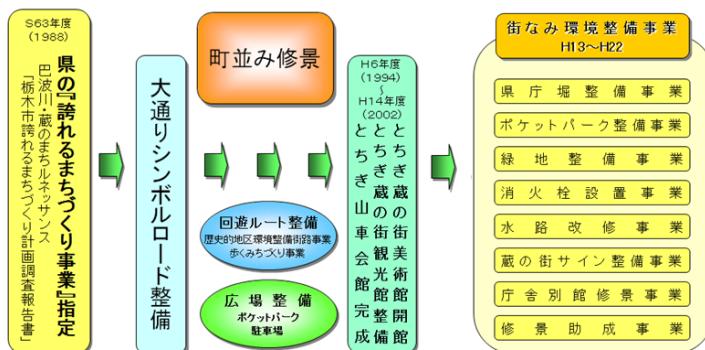


図 4-2-1 大通りシンボルロードの整備事業図解²⁸

蔵の街整備が大きく動き始めたのは、1988年度に県の誇れるまちづくり事業の指定を受ける時、「巴波川・蔵の街ルネサンス」をテーマにしたまちづくり計画調査報告書を策定した。「まちづくり計画」は蔵などの歴史的建造物や錦鯉が多く生息する巴波川などの自然環境を生かした「個性の魅力的なまちづくり」と蔵なども多く存在する中心市街地の活性化も併せて図られ、「商業活動や観光活動の活性化並びに居住環境の向上等」が計画に位置づけ取り組まれた。具体的に以下四つの措置を実施された。

²⁶ 2012年3月 「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区保存計画」2012年栃木市告示第75号

²⁷ この節は栃木市ホームページ 都市計画課「蔵の町整備の歩み」と「栃木市嘉右衛門町保存計画」によりまとめた。<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/41/1233.html> (12月12日～現在閲覧)

²⁸ 栃木市トープページ 都市計画課「蔵の街整備の歩み」

<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/41/1233.html%EF%BC%882019%E5%B9%B412%E6%9C%8816> (12月12日～現在閲覧)

一つ目は、大通りシンボルロードの整備事業を実施した。この事業の中で、大通りシンボルロード整備等のハード面での整備と、町並み修景事業等のソフト面での整備とが行われた。具体的な活動は1990年に制定した「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」と同補助金交付要綱に基づき、1990年から2016年までの間に、112件の修景補助を行った。整備地区は、市街を南北に縦断する大通りと市街地を貫流する巴波川（うずまがわ）周辺の48haで、中でも南北に連なる中心市街地は栃木市歴史的町並み景観形成地区²⁹に指定され、「蔵の街とちぎ」シンボルゾーンとして街並みに整備が重点的にはかられ、住民と民間事業者、行政の三者が協働して歴史的町並みに取り込んでいる。歴史的町並みを再生するため、栃木市大通りの約935mの区間において、アーケード看板、建て増し部分および歩道橋を撤去し、電線地中化、無電柱化による大通りシンボルロード化に着手した。栃木県事業として、下水道整備、歩道のプロナード化が実現できた。それで、2001年から2010年まで行われた「街なみ環境整備事業」は、1990年に行われた「誇れるまちづくり事業」における「町並み修景事業」、2001年から行われた「街なみ環境整備事業」における「修景助成事業」の流れを汲む事業であり、市単独事業として取り組んでいる。それまでの景観整備事業を更に充実させるもので、修景補助事業に加えて、県庁堀整備や蔵の街美術館前庭の緑地整備、蔵の街サイン整備や旧庁舎別館の修景事業が行われた。

二つ目は観光資源の整備であり、歴史的資源については、修景基準を設けた上で建築物の外観を修景し、町並み修景ガイドラインの制定調和のとれた街並み景観形成を推進された。自然資源については、巴波川を景観資源として活かすため、水質が良くない市の中心部を流れる巴波川を、1980年から地元自治会とともに地元3団体が主催し年3回、清掃により浄化・再生に取り組んできた。そして、中心市街地では、石畳など特色のある道を歩くと、歴史的な建造物のあるところを回遊できるようになる。川沿いの歴史的建造物の回遊ルートの整備や、NPO団体による遊覧船の運行などが行われている。「蔵の街とちぎ」のシンボル巴波川は、観光客の散策ルートであり、訪れる人々に憩いと安らぎ、潤いを与える観光拠点とする機能を持つ。

三つ目は核施設を整備し、あき蔵を観光交流の核となる施設として活用する。例えば、大通りに沿い、残った空き蔵を観光案内所として観光館や美術館、県指定有形文化財である人形山車を展示している山車会館、山有三ふるさと記念館開設などを整備し、観光の拠点施設として活用されている。例えば、およそ200年前に建てられた3つの蔵を改修し、市指定文化財蔵野町美術館をして利用されている。そして、空き蔵を利用し、写真館という機能につけ、市民に利用されている。または、昔例幣使街道に沿いに立ち並ぶ見せ蔵の一つとして代表的な建造物は観光館として開設する。

四つ目は交通ネットワークの整備である。（駐車場整備、蔵の広場等の整備、市道・網手道のプロムナード化=歴道、ウォーキングトレイル事業）大通り沿いにおいて、駐車場を兼ねた広場や観光客が休憩所として利用できるポケットパークの整備も行った。

嘉右衛門町は伝統的建造物群及び地割がよく旧態を保持しているものにより、現在の蔵の町の一部として、2011年7月9日に国重要伝統的建造物群保存地区に選定された。保存地区は、図のように、現在の嘉右衛門町及び泉町にあたり、旧日光例幣使道沿いの町並みを基本とする東西約320m、南北約650m、面積約9.6ヘクタールの範囲である。保存地区の歴史的風致を維持・向上するにあたっては、現状変更の許可の基準を定めてこれを適切に運用すると共に、伝統的建造物及び環境物件を特定してこれらの修理基準に即して所有者の保存の取組みに支援を行い、それ以外の建築物等については修景基準に即して所有者の整備の取組み

²⁹ 栃木市歴史的街並み景観形成地区とは：歴史的建造物等により栃木市の個性が形成され、歴史的景観を背景としたまちづくりを行い、市民が誇りと愛着を持つような景観を形成する地区をいう。

に支援を行う。嘉右衛門町における住宅が多く存在しているから、現在はほぼ住宅として使われている。

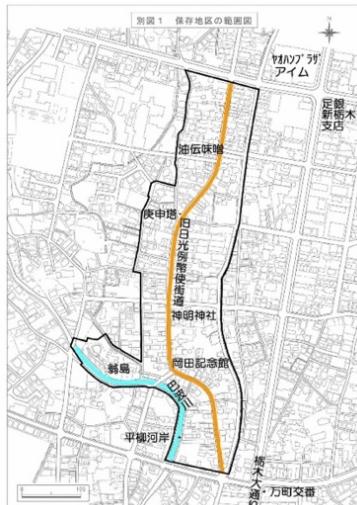


図 4-4-1 嘉右衛門町重要伝統的建造物群³⁰

第三節 大通りシンボルロードの整備事業の効果

栃木市は大変長きに渡り継続して住民、民間事業者、行政の3者の協働による歴史的町並みの整備を取り組んだ。その結果、観光客数が1991年の約161万人から2005年にかけては約200万人を増加した。大通りにおいて、アーケードを取り除き、看板、建て増し部分の撤去および無電柱化されることを通じ、町並みがすっきりしていた。道に沿って建造物群は、大正から昭和にかけてのレトロ調の建物、そして比較的新しい建物が混在した状態であるが、町並みに調和した街灯や和風の看板など景色に融和した。このような大通りの町並み景観は、江戸から明治・大正、昭和そして現代にかけてのそれぞれの建造物が、外観も看板も個性的な変化があり、興味深い魅力が感じる。そして、歴史的な雰囲気も深まり、歩いて楽しく引き込まれれる町並みになると思う。

第四節 蔵の町の保存と活用

「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」により、栃木市の町並みが、栃木市独自のものであるための歴史的建造物は、これを保存し活用する。嘉右衛門町を含める、歴史的町並み景観形成地区は全体として以下の図のように、歴史的景観形成ブロック、商業近代化調和ブロック、歴史的景観調和ブロック、巴波川等景観形成ブロックを分けた。

³⁰ 栃木市ホームページ 蔵の街課「栃木市嘉右衛門町伝統的建造物群保存地区」
<https://www.city.tochigi.lg.jp/soshiki/5/1568.html> (2019年12月16日～現在閲覧)

歴史的景観形成ブロックとは、歴史的建造物が集積し、当該建造物を保全、活用した歴史的町並みを創出する地区をいう。歴史的景観調和ブロックとは、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史的空間と非歴史的建造物を調和させる地区をいう。商業近代化調和ブロックとは、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史と商業近代化を調和させる地区をいう。巴波川等景観形成ブロックとは、点在する歴史的建造物を保全、活用し、歴史と自然を調和させる地区をいう³¹。

そして、歴史的町並みにおける各建造物単体は歴史的町並みの景観形成を推進するため、歴史的建造物、非歴史的建造物および町並み保存建造物を分ける。歴史的建造物は栃木市の個性を生み、景観上重要な歴史的・文化的資産である建造物であり、町並み景観形成を促進する建築物単体及び付帯工作物をいう。

非歴史的建造物は歴史的建造物以外の建造物で、栃木市の歴史的町並み景観形成に寄与する建築物単体及び付帯工作物をいう。町並み保存建造物は歴史的町並みの保存のため必要となる歴史的建造物の敷地内にある歴史的建造物以外の建築物で、歴史的・文化的資産である³²。

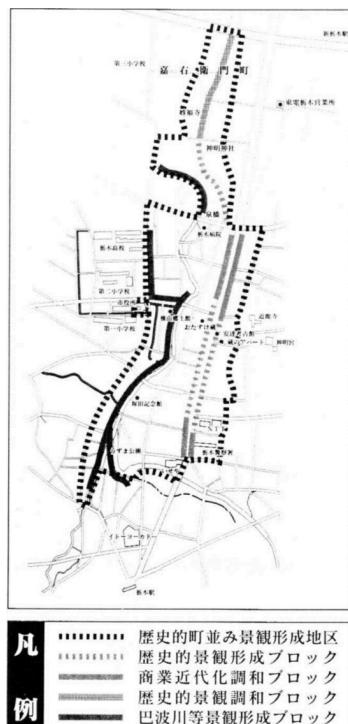


図 4-5-1 歴史的町並み景観形成地区³³

その町並みにおける建造物単体の保存と活用は歴史的建造物の外観から内部まで極めて詳細な手法で守っている。栃木市における、江戸時代から残った蔵作りの建造物は見世蔵、土蔵、石蔵、洋館、木造店舗という五つ種類がある。

本論文は、主に栃木市蔵の町を町並みとして全体の歴史的風致の保存と活用を論じするので、具体的に各歴史的建造物単体の細部保存手法を簡単的に紹介する。各種類の蔵作りの建造物の外観が昔の風致を還元するため、外壁の色を昔のように原則として黒、または白とし

³¹ 「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」2016年3月31日に告示第133号p1 (2) ~ (5)

³² 「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」2016年3月31日に告示第133号p1 (6) (7) (10)

³³ 「栃木市歴史的町並み修景ガイドライン」p2 用語の解説

て修景する。そして、建造物群の高さは2階建てを原則として制限される。そして、歴史的建造物の面被りや増築部分を撤去する。

建造物の外部の屋根、軒、戸袋、開口、そして、内部1階、2階の各細部なども全体的に昔のように修復する。特に、前文紹介した町並みの一部、嘉右衛門町重要な伝統的建造物群保存地区は文化財保護法により、町並み保存建造物としてからなず昔の様子を復元しながら、内部だけが活用できる。蔵の町における大通りの部分は、まだ伝統的建造物群保存地区とは言えないので、嘉右衛門町のような厳しく保存するわけではなく、嘉右衛門町の建造物より活用できる空間が広い。歴史的建築物は、外観の復元を原則としているが、内部空間は職種に合わせて自由に活用する。

例えば、美術館、博物館、小ホール、レストランなど活用する。巴波川や社寺群への動線を整備し、町並みにおけるもっと楽しい回遊ルートを設置した。そして、前庭や空き地を活用してポケットパークを整備し、街において、もっと活動、利用する空間を創出し、蔵の奥行きも見せる。蔵の町における非歴史的建造物群も調和した町並みをつくるため、いろいろな変化がある。まずは、町並みの伝統色を統一した。歴史的景観形成ブロックにおける非歴史的建造物は主に黒、白、グレーおよび明度の低い茶系統を基調色とした。歴史的景観形成ブロック以外では、黒、白、グレーおよび明度の低い茶系統・紺系統の色を含むものとした。

そして、色調を統一するため、一つの建築物に数多くの色を用いない。次は、町並み形態を連続するため、歴史的景観形成ブロックでは、一般的に階数制限を3階までである。そして、屋根の様式も調和し、歴史的景観形成ブロックでは、建造物の頭頂部に蔵と同じような勾配を作る。商業近代化調和ブロックにおいては、まとまりと連続性のある頭頂部の処理を行う。最後は、蔵並みに調和したデザインを統一する。蔵造りの建造物は「重厚感」や「シンプルさ」「落着き」「勾配屋根」という蔵の特徴を持つので、非歴史的建造物も蔵のあるデザイン要素を取り入れ、蔵の町並みに調和した建築デザインを修景する³⁴。

³⁴ 栃木市町並み修景ガイド p 33

第五章 「蔵の町」と「寛窄巷子」の比較

第一節 法制度についての分析

(1) 所有権の区別による改造視点の相違

日本と中国ともに、経済成長期間において、都市開発と歴史遺産保護が葛藤する問題に直面してきた点では共通している。中国は文物保護法以外の「歴史文化名城」「歴史文化保護街区」等の保護管理については都市計画部門と文化部門が共同で管理し、国レベルでは建設部と国家文物局が、地方レベルでは都市計画院と文物局が担当している。日本・中国ともに歴史遺産保護に関連する政策には、文物（文化財）保護部門と都市計画部門が関与している。

しかし、両国は歴史遺産に関する都市計画の実施への関与程度は区別がある。したがって、「寛窄巷子」保護性改造計画の立つ視点は、成都市全体的発展から出発する。一方で、栃木市において、政府部門は補足役を果たしており、「蔵の町」の各歴史建築は、所有者は自分の需求の視点から、政府の力を借りており、行うのである。

「寛窄巷子」の保護性改造計画は政府、国有企業を主導とするため、そして、政府が歴史建築へ専門知識を持つ専門家を誘い、一緒に計画の策定を参加した、計画の推進スピード、実施効率は「蔵の町」よりもっと良いと思う。一方で、政府、国有企業は絶対的な主導権を持つので、「寛窄巷子」は昔の様子とより大きな変化が生じた、、昔の「寛窄巷子」は居住を主な機能とする歴史街区であり、現在、90%の原住民は移住した。それの代わりに、娯楽、レジャー、飲食など産業が入り、「寛窄巷子」は歴史文化保護街区へ現代的機能に加え、昔の雰囲気を守ることより、成都市の都市雰囲気を融合することがもっと大切にしている。「寛窄巷子」の機能を充実したが、全体的雰囲気が大きく転換された。

逆に、栃木市における「蔵の町」について、政府が歴史的建造物の所有権を持っていない、原住民は歴史的建造物の保存・活用の主導権を持つ。その所有権の区別により、原住民は歴史的建造物の外観を法律により保存し、歴史的建造物の内部は自由に活用できる。市役所は積極的に住民の保存、活用活動を応援している。こういう形式で、住民は十分に保存・活用の活動に参加し、歴史文化遺産への認識も高まる。そして、歴史的建造物は自分の私有財産であるため、自分の財産への保存にも重視している。一方で、住民はただ自分の私有財産——歴史的建造物に注目しているため、歴史的建造物の活用は歴史的町並み全体の発展、更に栃木市全体の発展への影響は少ないと思う。

(2) 所有権の区別による計画の長さ

「蔵の町」においてまちづくりの経緯を見渡し、昭和時代から行われ始め、長期にわたる緩慢的修復と再生のプロセスであると思う。「蔵の街」における建造物の所有権は住民の私有財産として、政府が関与することが難しい。したがって、「蔵の街」全体的まちづくりは、政府、住民および他の関連組織とお互いに協調しながら、ゆっくり推進されていると感じる。逆に、中国において、多くの歴史文化保護街区は短期的に、スピーディーに都市計画を定め、実施された。「寛窄巷子」は2003年から「保護性改造計画」を定め、2008年に完成された。「保護性改造計画」の編成から、計画の実施と完成まで、10年に至らない。

なぜ「寛窄巷子」の改造計画をそれほど早速に完了できるのか。筆者は所有権の区別がもたらした改造模式の区別であると思う。中国は上から下までのシステムにより、政府主導型改造模式とする。「寛窄巷子」の「保護性改造計画」を実施する初期において、政府は国有企業を投資し、その投資した資金は国有銀行からの借金であり、政府は膨大な債務を負っているので、早めに「寛窄巷子」から利益を得ることである。

「寛窄巷子」の「保護性改造計画」は政府主導により、高い効率で、スピード一貫で実施され、短期間においても観光振興の効果が見られる。しかし、計画実施期間において、原住民の移住から生まれた矛盾は計画の実施を影響された。それに、政府が国有銀行からの借金が形成した債務も、彼らが歴史文化保護街区への認識を歪めるのではないか。早めに借金を返済するため、「寛窄巷子」で大量の企業、店舗を誘致する。「寛窄巷子」は過度な商業化により、昔の雰囲気を失ったと思う。

逆に、「蔵の街」は下から上までのシステムであり、政府は補助役として、住民は政府に申し込み、政府に批准されてから、補助金が得られる。「嘉右衛門町」は「重要な伝統的建造物群」として、住民が得られる歴史的建造物の補助金は7割に至った。そして、建築を修復する際に、建築保存の専門知識や工事の実施なども政府の支援が得られる。すべての流れを見渡し、まちづくり計画の推進が緩慢的であるが、政府と住民の矛盾がほぼなく、相談・協調しながら計画を進んでいる。そして、大部分の資金は政府からの補助金が援助し、住民の経済圧力を軽減できると思う。

第二節 保存・活用についての分析

(1) 保存についての比較分析

「寛窄巷子」保護性改造計画の保護方式は先に、各建築物の種類に分ける。そして、建築の現状により五つの保護形式を確定した。具体的には、「寛窄巷子」における保護要件が院落、通り、建築、建築部品という四つ種類に分けられた。そして、保護、修復、復元、更新、移建という五つ保護措置を定めた

それは、「蔵の町」と似ており、「蔵の町」は五つのブロックを分け、各ブロックは各自の職種を持っており、そして、歴史建築単体に対しても、歴史的建造物、非歴史的建造物および町並み保存建造物を分けた。しかし、「寛窄巷子」の保護措置の「移建」は他の場所における、外観に合う歴史建築を「寛窄巷子」に移建する。「移建」という保護措置は、「寛窄巷子」が特有ではないか、と思われる。

確かに、両者の保存計画が定めた保存方式は似ているが、その保存目的が違う。

「蔵の街」は昔の様子を復元することを保存目的として、いくら工夫でも完成する。「寛窄巷子」の保存目的は将来にわたって都市発展に繋がり、もしだけ昔の様子に復元すれば、政府がこの町並みは衰退になる可能性が高いと思われる。したがって、「寛窄巷子」の一部分を保存し、一部分を現代的元素を導入した。確かに、伝統的な物は現代都市に対して融合することが容易ではない、もし「寛窄巷子」は栃木市の「嘉右衛門町」のように、そのまま保存すれば、観光客を誘致することが難しい、そして、政府は大量の資金を投入し、短期間で利益も得られないと思う。

(2) 活用についての比較分析

「寛窄巷子」に対しては、歴史文化保護街区の活用に関連する法律がほぼない、および建築の所有権の区別のため、「寛窄巷子」の住宅はただ10%が残られた。それに、中国において、都市計画部門は文物保護部門より強い権限を持っているので、都市開発が歴史文化保護より優先される。ということで、「寛窄巷子」における歴史建築は、ほとんど都市発展、都市雰囲気を融合するため、「商用建築」へ活用された。

中国において、歴史文化保護街区の機能は、ほぼ伝統的住宅街区、商業街区、工業街区という3つのタイプに分類される。「寛窄巷子」の保護性改造計画を策定する際に、政府は

「寛窄巷子」を成都市の代表とした街区であると定義された。昔の「寛窄巷子」は伝統的住宅街区に属しており、主な活用手段は、個人に向けの住宅機能を市民に向けの商業および観

光機能に転換することになる。成都市政府は経済圧力が重いので、スピードに「寛窄巷子」から収益を得るため、企業を誘致し、投資資金を導入する活動を行った。下の表を表すように、「寛窄巷子」の建築は飲食店への活用は75%に至り、次は、ショッピング、ホテル、文化芸術へ活用された。なぜ飲食店への活用はそんなに高いのか。2010年に成都市は国連に「世界美食の都市」を評価された。それは、成都市従来の飲食文化と深い関係があることであると思う。成都市における美食が多いと知られており、市民も食べることが好きであると知られている。ということで、「寛窄巷子」は約7割の建築を飲食店へ活用し、成都市地元の飲食だけではなく、他の都市や国の飲食文化も導入された。この面からすると、「寛窄巷子」に観光に行けば、成都市特有の飲食文化を感じられると思う。そして、成都市民の好みにも応じるのではないかと思う。

「寛窄巷子」はほぼ90%の建築を個人使用から公共施設へ転換され、昔ただ住民が利用できる建築、現在、市民、および観光客に向けて公開している。それによる観光業がもたらした経済収益が大きく見える。

機能	飲食	ショッピング	ホテル	文化芸術
比率	75%	10%	5%	10%

図5-2-1 「寛窄巷子」における活用状況

一方的に、栃木市「蔵の街」において、二つ部分に分けて述べたいと思う。

一つ目は「重要な伝統的建造物群地区」に指定される「嘉右衛門町」であり、厳しく保存しないといけない、だいたい住宅の形式で保存されている。

二つ目は「蔵の町」の大通りであり、大通りはまだ「重要な伝統的建造物群地区」に指定されていないため、保存・活用の制限は「嘉右衛門町」より緩いとわかった。したがって、大通りは「観光地」となり、よく空き蔵を利用し、文化観光機能への活用が少なくない。例えば、大通りに沿い、残った空き蔵を観光案内所として観光館や美術館、県指定有形文化財である人形山車の展示およびお祭りが再現されている山車会館、山有三ふるさと記念館を観光の拠点施設として活用されている。または国の登録有形文化財である「下野新聞社栃木支局」や大正時代に建築された「市役所別館」などは、この建築昔の様子を展示していると感じ、観光客に対しても非常に魅力があり、「蔵の街」に訪問したことがある観光客は再来訪の意向が高いとわかった。

「蔵の街」の保存方式にしても、活用方式にしても、その建築昔の姿を復元され、伝統的な魅力を展示し、それにより、中心市街地の観光客数が増加しつつあり、市民が歴史的建造物に対する認識かも向上してゆくと感じる。

「寛窄巷子」の保護と改造は都市発展と経済振興に重視するため、伝統的外觀と現代的商業を融合し、昔と異なり、現代都市の雰囲気に近い歴史街区を作った。「蔵の街」の保存と活用は伝統的なものを大切にしており、極めて詳しい手段で修復し、昔が残っているものを良く保存し、歴史的雰囲気を還元され、住民自分の需求により活用し、建築の機能を自然的に転換することになる。

終わりに

以上、日本と中国の歴史的町並みに関する法制度から、具体的な保存・活用方式・手法までの流れにおける共通点と課題にまとめてきた。日本と中国とともに、経済が成長する時期において、歴史遺産に対する認識が欠如になり、都市開発と歴史遺産保護の葛藤に直面している。日本は「文化財保護法」、「伝統的建造物群保存地区制度」など条例と制度を詳しく定めた。中国は「文物保護法」、「歴史文化名城保護条例」を定めた。両国とともに、先に文化財「文物」という点の保護から、「伝統的建造物群」、「歴史文化名城」への面的保護までに進行している。そして、日本と中国とともに、都市計画局、文化財保護局が法制度上は連携・協力する形で歴史的建造物を保護・保存されている。しかし、日本においては、住民との議論と合意を図る仕組みを制定されている。栃木市「蔵の町」の「歴史町並み景観形成要綱」の第3条³⁵は、特に住民の意見、所有権を尊重することを強調された。

一方で、中国では住民参加が近年始めた段階であり、住民が参加するまちづくりの手法は未だ制定されていない。「寛窄巷子」の「保護性改造計画」については、住民意見を聞き取る条例を定めたものの、「保護性改造計画」を行う際に、政府が土地建物を買い上げ民間が開発を行い、住民が90%移住し、元の居住場所に残るのはただ10%ぐらい。

そして、「蔵の町」は成功例として、保存面において極めて詳しい修景ガイドラインを制定し、各細部でも細やかな手法で修復された。町並み全体として、基調色、高さなど統一の規定に従い修景し、伝統的雰囲気が濃厚であるし、栃木市独自の魅力が発散し、観光客は再来訪の意向も強くなる。

逆に、「寛窄巷子」の保存目的は将来の都市発展と経済振興につながっており、政府も巨大な経済圧力を受けており、早めに「寛窄巷子」の改造により利益が生じる。結局、伝統的建築に現代的元素を入れて改造され、実際に伝統的建築の雰囲気を模した旧来とは異なるデザインとなり、一般の人は本物の伝統建築と区別かできない精巧に造られていることである。「寛窄巷子」はそういう改造を通じ、歴史資源の活用を過度に進めていた、成功の歴史文化商店街とは言えるが、「歴史文化保護街区」として「活用」に重心を置き、「保護」とのバランスが崩れたと感じた。

そのため、「寛窄巷子」における住民の生活文化は希薄化になり、現代的都市雰囲気に近い飲食、娯楽施設中心の繁華街となっている。しかし、90%の原住民が移住した、残っている10%原住民は保護性改造計画に参加し、自分の力は政府・国有企業と連携したことが昔より小さな進歩であったと思う。その進歩により、従来の歴史文化保護街区を改造する際に存在している政府と居民の衝突をある程度緩和するようになった。

保護性改造計画の実施も、従来よりもっとスムーズに推進された。もし、将来にわたり、残っている住民および誘致した企業や店舗は「蔵の町」のように、もっと民間の意見を聞き取り、定期的に住民参加を実施し、商店の経営状況や居住状況を交流、反映できれば、政府は新たな政策を出すとき、昔よりもっと円滑的に推進できるのではないかと思う。

³⁵ 「栃木市歴史町並み景観形成要綱」第3条：市長は、前項の施策の実施に当たっては、市民、歴史的建造物の所有者及び専門家の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。歴史的景観の保全と活用は、歴史的建造物の所有者等の努力により達成されるものであり、市長は、これに対する支援の施策を十分講じるように努めるものとする。市長は、歴史的建造物の所有者等の財産権を尊重し、かつ、生活環境の向上等に配慮し、柔軟かつ弾力的に、この告示を運用するものとする。市長は、歴史的景観の保全と活用に関する研究の推進及びその普及を図るものとする。

参考文献・参考資料

(日本語文献)

- 岩井正 (2007) 「伝建地区(伝統的建造物群保存地区)の現状と課題—伝建地区全国アンケートからみたまちづくりのサスティナビリティー」『創造都市研究 journal of Creative Cities』卷2号1
- 大山琢央 (2009) 「歴史的町並みに関する保存動向」別府大学史学研究会所編『史学論議』39号、50-64頁
- 大河直躬 (2000) 「歴史的遺産の保存・活用とまちづくり」学芸出版社
- 加藤理 (2010) 「栃木市における観光まちづくりの戦略の分析」慶應義塾大学
- 菊地達夫、水野信太郎 (2006) 「日本各地における伝統的建造物群の保存活用の実態」『浅井学園大学短期大学部研究紀要』第44巻、117-132頁
- 魏小娥 (2015) 「重要伝統的建造物群保存地区における歴史的建造物の利活用手法に関する研究：奈良県橿原市今井町を事例として」関西学院大学
- 佐野薰、畠中克好、永井護 (1999) 「蔵の街再生による中心市街地の活性化に関する研究—栃木市のシンボルロード事業の事後評価—」『土木計画学研究・論文集』No.16, 305-312頁
- 斎全 (2013) 「中国における歴史的建造物の外觀保全—違反改造に対する現場公務員の執行活動—」静岡文化芸術大学大学院
- 斎尾直子、寺尾慈明 (2014) 「歴史的町並みを活用したまちづくり実施地区における地域居住の維持—重要伝統的建造物群保存地区と未選定地区との比較分析—」『日本建築学会計画系論文集』第79巻 第695号、131-139頁
- 「栃木市町並み修景ガイドライン」栃木市市役所都市計画課 1990年
- 「栃木市歴史的町並み景観形成要綱」栃木市市役所蔵の町課 2016年3月31日に告示第133号
- 劉岩、万可、李力、下川敏雄、大山勲 (2015) 「成都市および近郊地域における観光地開発の現況—中国における伝統的観光地の顧客ニーズ調査—」『日本感性工学会論文誌』1-2頁
- 呂茜 (2015) 「日本与中国における歴史的環境保全政策の変遷とその比較」『総合政策研究』第48号、105-123頁

(中国語文献)

- 王俊、蒋玉川 (2012) 「基于成都寬窄巷子的歷史文化保護街区改造探析」『生態經濟』第254期、196-199頁
- 阮儀三、孫萌 (2001) 「我国歴史街区保護与計画的若干問題研究」『都市計画』第25卷10号、25-32頁
- 余龍 (2006) 「成都寬窄巷子历史文化保護区保護与利用研究」『四川建築科学』第32卷4号、196-203頁
- 張貝蒙、牟燕川 (2012) 「城市歴史街区街巷空間的改造—以成都市寬窄巷子為例」『価値工程』第31卷21号、95-97頁
- 劉伯英、林霄、弓箭、宁陽 (2014) 「成都市寬窄巷子历史文化保護区の復興」

あとがき

宇都宮大学国際学社会研究科に入学してからすでに2年が経ちました。社会人になる前に、最後の学生生活だと思います。研究生を含めば、三年間の大学院生活は、非常に充実だと感じました。

まず、本稿の作成に当たって、ご指導していただいた指導教授である中村先生に深くお礼を申し上げます。研究生時期から、色々お世話になっておりました。論文の修正については、中村先生は詳しいアドバイスをいただいて、丁寧に卒業論文のご指導していただきました。

そして、現地調査については、インタビュー調査を受けてくださった成都市文化旅遊株式会社のZさん、と栃木市蔵の町課の森崎さんを感謝しようと思います。丁寧に質問を回答していただき、数々の資料もご提供していただいて、卒業論文の作成に対して非常に助かりました。本当にありがとうございました。

そして修士一年の時期において、豊かなイベントや活動を参加させていただきました。宇都宮市大学生によるまちづくり発表会やジョイント合宿や日光活学舎などの参加から、貴重な経験をいただきました。

最後には、国際研究科に進学してから、励ましあつてきた同期の留学生の方々に御礼を申し上げます。中村ゼミの皆様には、勉強や生活の面で、お世話してくれて、ありがとうございました。